

天理市部落差別の解消の推進に関する条例

令和5年12月18日条例第23号

(目的)

第1条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法及び部落差別のない社会の実現を目指す部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない天理市を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し又は滞在している者
- (2) 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人又は団体

(基本理念)

第3条 部落差別の解消に関する施策は、全ての人が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する市民一人ひとりの理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない天理市を実現することを旨として、行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、国、県及び関係機関との連携を図りつつ、部落差別の解消に関する施策を講ずる責務を有する。

(市民等及び事業者の責務)

第5条 市民等及び事業者は、基本的人権を尊重し、部落差別の解消に努めなければならない。

(相談体制の充実)

第6条 市は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実に努めるものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第7条 市は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発活動の充実に努めるものとする。

(調査の実施)

第8条 市は、部落差別の解消に関する施策を推進するため、国、県及び関係機関と連携し、必要に応じて、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

2 市は、前項の調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別が生じないように留意しなければならない。

(推進体制の充実)

第9条 市は、国、県及び関係機関と連携し、部落差別の解消に関する施策を推進する体制の充実に努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。